

# 第1回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：平成27年7月14日（火）16時～18時

場所：障害者総合支援センター 研修室

## 次 第

1. 開 会
  - ・ 障害福祉課長挨拶
  - ・ 会長・副会長の選任
2. 議 題
  - (1) 前回会議録の承認
  - (2) 地域自立支援協議会の概要及び計画相談支援の進捗状況について
  - (3) コーディネーター連絡会議からの報告について
  - (4) 今後の基幹相談支援センターの在り方について
3. そ の 他
4. 閉 会

## 配布資料

- ・ 第1回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ・ 第1回さいたま市地域自立支援協議会 座席表
- ・ 第6回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案）
- ・ 資料1 地域自立支援協議会概要
- ・ 資料2 平成27年度の計画相談支援について
- ・ 資料3 平成26年度コーディネーター連絡会活動報告
- ・ 資料4 平成27年度の相談支援体制について

## 出席者

委 員・・・大須田委員、清水委員、杉山委員、遅塚委員、野崎委員、服部委員、  
星野委員、三石委員、宮部委員、宗澤委員、村重委員、山口委員  
事 務 局・・・小島課長補佐、小暮主査、高橋主査、川松主任、新井主事

## 1. 開 会

(事務局)

○それでは定刻となりましたので「第 1 回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。障害福祉課課長補佐兼ノーマライゼーション推進係長の小島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、第 5 期さいたま市地域自立支援協議会として、初めての会議でございますので、後ほど会長が選出されるまでの間、事務局の私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、今回の委員の皆様のお出席状況を確認させていただきますが、出席委員 12 名で過半数の方がご出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第 25 条 2 項の規定により、本日の会議は成立いたします。次に、お手元の資料の確認をさせていただきますと存じます。本日お配りした資料といたしましては、第 1 回さいたま市地域自立支援協議会次第、第 1 回さいたま市地域自立支援協議会座席表、第 6 回さいたま市地域自立支援協議会会議録(案)、資料 1 地域自立支援協議会概要、資料 2 平成 27 年度の計画相談支援について、資料 3 平成 26 年度コーディネーター連絡会活動報告、資料 4 平成 27 年度の相談支援体制について、以上 6 点でございますが、よろしいでしょうか。ここで 1 点、委員の皆様のお了解を得る必要がございます。それは、委員名簿の公表でございます。本委員会は「さいたま市情報公開条例第 23 条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても会議録に添付して公表したいと考えております。お手元の資料の委員名簿をご覧ください。名簿の中には、氏名のほかに所属や役職の記載がございます。これにつきましては、個人の職業や活動に関する情報でありますので、内容に誤りがないかご確認をいただくとともに、この場で皆様のご了解を得たうえで公表したいと存じます。次に会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は公開となっております、先ほど確認したところ、傍聴を希望する方 2 名がこの会場にお越しでございますので、傍聴を許可するとの御了解をお願いいたします。それでは、ただ今より「第 1 回さいたま市地域自立支援協議会」を開会させていただきます。開会に当たりまして、障害福祉課長の吉野より挨拶を申し上げます。

(吉野障害福祉課長)

○皆様、こんにちは。障害福祉課長の吉野でございます。さいたま市地域自立支援協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。このたび、委員をお引き受けいただいた皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず、本日、第 1 回の協議会に御出席をいただき、心より感謝申し上げます。さて、4 月から新たな障害者総合支援計画がスタートいたしました。本年は、国において障害者総合支援法の見直しの議論が始まるなど法改正に向けた取組が進められており、また、来年 4 月における障害者差別解消法の施行に向けた準備の取組などと併せ、障害者を取り巻く施策や状況は変化の只中にあります。本市においても平成 23 年 4 月に施行された「ノーマライゼーション条

例」について、施行後5年を目途に検討を加えることとされている附則の規定に基づき、先日、開催された障害者政策委員会において検討の作業が開始されたところであります。本協議会においては、こうした重要な時期に、本市の障害者に対する地域生活の支援に係る仕組みづくりについて議論をしていただくこととなりますので、皆様におかれましては、それぞれの御経験やお立場から忌憚のない御意見を賜りたいと考えております。本市といたしましても、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向け、障害のある方の地域生活を支える仕組みを更に充実させてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、以上を持ちまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

(事務局)

○続きまして、委員の皆様方を紹介させていただきます。それでは、順にお名前を読み上げますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

(各委員を紹介)

○続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(吉野課長から順に障害福祉課職員を紹介)

○以上を持ちまして、委員並びに事務局の紹介を終わらせていただきます。さて、本日は、第1回目の協議会となりますので、会長が選出されておられません。さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第24条第1項に基づき、委員の皆様のご互選により会長及び副会長各1名を選出していただきたいと存じますが、どなたかご推薦がございましたら、挙手をしてご指名いただけないでしょうか。はい、三石委員。

(三石委員)

○これまでに引き続き、さいたま市の地域自立支援協議会の経緯をよくご存知の宗澤先生に会長をお願いしてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

○ただいま三石委員から会長に宗澤委員をとというご発言がございましたが、委員の皆様いかがでございましょうか。

(委員一同)

( 異議なしの声 )

(事務局)

○ありがとうございます。皆様からのお声を頂戴しましたが、宗澤委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

( 宗澤委員 承諾 )

(事務局)

○ありがとうございます。それでは、本協議会の会長は宗澤委員にお願いをすることとしたいと存じます。恐れ入りますが、宗澤委員に会長席のほうにお移りいただき、以後の議事進行をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

(宗澤会長)

○それでは、これからは私の方で議事を進めさせていただきます。この場でしておかなければならない事項といたしまして、副会長の選出がございます。さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第24条第1項では会長及び副会長各1名を委員の互選により選出すると規定されております。皆様からどなたか副会長のご推薦がございましたら、挙手にてご推薦いただけませんか。はい、大須田委員。

(大須田委員)

○国の障害者施策に精通していらっしゃる遅塚委員にお願いできればと思いますが如何でしょうか。

(宗澤会長)

○ありがとうございます。ただいま、遅塚委員をという御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

( 遅塚委員 承諾 )

○それでは、遅塚委員に本協議会の副会長をお願いしたいと思います。

## 2. 議 事

○「第6回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）」の承認

（宗澤会長）

- では、ここから議事の方に入ります。まず本日の議題1ですが、前回協議会の会議録案につきまして協議会としての承認を求められています。これにつきましては、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正等の御意見がなければ、議事録として承認することといたしますが、皆様いかがでしょうか。

（各委員 承諾）

- よろしいですか。それでは第6回会議録案にいたしましては事務局の案の通り承認します。

○地域自立支援協議会の概要及び計画相談支援の進捗状況について

（宗澤会長）

- 続いて議題の2番目、「地域自立支援協議会の概要及び計画相談支援の進捗状況について」ということですが、こちらは事務局から説明いただけますでしょうか。

（事務局）

- それでは、さいたま市地域自立支援協議会の概要について、ご説明をさせていただきたいと存じます。地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項及び第2項の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な場として位置付けられています。相談支援事業者の質の向上を図るための体制づくりや、地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議等のもとより、障害者総合支援法における相談支援体制のあり方として、計画相談支援等を含めた提供体制の整備について検討を行うことや、障害者虐待防止法を踏まえた地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化についても地域自立支援協議会が担うことが求められています。さいたま市では、市内における相談支援体制の機能強化を図り、障害者の地域生活への移行を、利用者主体の原則から進める力を地域に育むことを目的として、平成19年に地域自立支援協議会を設置し、これまで居住支援の方策や障害者虐待の対応などを協議し、障害者相談支援指針を策定するなどの活動を行って参りました。
- また、地域自立支援協議機会については、法改正に先立ち、平成23年4月に施行されました誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例、いわゆる「ノーマライゼーション条例」が設置条例となっております。それでは、本日の資料1「さいた

「ま市地域自立支援協議会の概要」の12ページをお開きください。こちらは誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の本文になりますが、第31条において、「市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援（次項において「地域生活支援」という。）に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会を設置する」と明記されております。また、第2項においては、本協議会の役割として、(1) 地域生活支援に係る社会資源の開発に関すること。(2) 地域生活支援に係る施策の課題の検討に関すること。(3) 地域生活支援に係る方策の研究に関すること。(4) 地域生活支援に係る福祉事務所及び相談支援事業者に対する助言に関すること。という、4つの役割を掲げております。このような地域の課題について、相談支援事業者の情報共有の場である「コーディネーター連絡会議」や障害者総合支援計画の策定や障害者福祉施策全体の進行管理を担う「障害者政策委員会」等と連携しながら、さいたま市における障害者の地域生活を支える取組を推進してまいりたいと考えております。

○つづきまして、専門部会の役割について説明いたします。資料1の1ページ目を御覧ください。平成27年度の地域自立支援協議会は、引き続き本協議会及び2つの専門部会によって構成します。下のイメージ図にありますように、専門部会は、障害者の地域生活への移行を含めた地域生活全体に関する支援について調査審議を行うことを目的とする「地域生活支援部会」と、障害者虐待に関する支援について調査審議を行うこと目的とする「障害者虐待防止部会」の2つを設置しております。委員の構成につきましては、2ページのとおりです。3ページ目になりますが、本年度における各部会の取組についてですが、地域生活支援部会においては、昨年度から検討を進めている、「退院支援指針」の作成を、障害者虐待防止部会においては、実際に発生した事案を踏まえた改善すべき課題を中心に議論するとともに、障害者虐待に対応する職員が適切に支援を行えるよう、参考となる事例集の作成を予定しています。今後の部会にける取組の進捗状況については、随時、本協議会において報告させていただく予定です。

○最後に、昨年度、平成26年度地域自立支援協議会の主な審議結果について、簡単にご報告をさせていただきます。資料1の4ページ目になります。1の計画相談につきましては、後ほど今後の取組と併せて詳しく説明いたしますが、量の確保、質の担保、フォローアップについて課題を確認したうえで、さいたま市障害者相談支援事業所サポート事業の実施、相談支援連絡会議の開催、基幹相談支援センターの増設に関して議論をいただき、それぞれ、特定相談支援事業所について区毎に事業者数にばらつきがあること、一般相談支援事業所と指定特定相談支援事業の連携や情報共有、支援の実務に関わる学習等をすすめることの必要性、基幹相談支援センターにおいては、中央区の基幹との役割分担を実施するための取組が必要などの課題の確認と解決に向けた、今後の取組の方向性を提示いただきました。また、障害者総合支援計画についてグループホームの設置、要援護者に対し災害時に的確に対応できるようにするための事前の取組について意見交換がなされたところです。地域自立支援協議会につきましては、今後も益々障害のある

方からの期待も大きくなっていくものと考えておりますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。本協議会の概要につきましては、以上となります。

○それでは、引き続き計画相談事業の進捗状況について資料に沿ってご説明をさせていただきます。お手元の資料の2、さいたま市区別計画相談支援実績をご覧ください。平成27年7月1日時点での計画相談実施率は、左下の数字、18歳以上の障害者の方については5,628名中計画済み4,391人とセルフプラン250人を合わせた4,641人です。障害児については1,641人中1468の方が計画相談を実施済みであり、進捗率は障害者が82%、障害児が89%となっております。ちょうど1年前の平成26年6月末時点では進捗率が26%ほどでしたので、昨年度だけで半数以上の方が計画相談を導入されたこととなります。残りの20%弱の方は、今年度、サービスの更新を迎える際に、計画相談をご案内する予定となっておりますので、今年度末には全員の方に計画相談を導入できる見込みとなっております。さいたま県内の進捗率については別紙のとおりとなります。進捗率は県内では割と低めですが、セルフプランの割合が他市町村特に川越、越谷、熊谷と比べ少ないためとなっております。安易にセルフプランへ誘導しないことを心がけておりますので、このような数字になっていると思われまます。昨年度、「量の確保」と「質の担保」と言う事で、1人でも多くの方に計画相談を導入し、またその質を落とすことなく提供することを目指して取り組んでまいりました。そんな中、事業を進めていく中で見えてきた課題がいくつかございますので、今抱えている課題と課題解決に向けた今後の事業の進め方についてご説明させていただきます。

○資料の2をご覧ください。「平成27年度の計画相談支援について」として昨年度の取り組みと、今後の取り組みについてまとめております。まず、平成26年度の取り組みとして、相談支援事業所を増やすために各法人に働きかけていくという取り組みを行いました。相談支援従事者初任者研修を受講した方の所属する法人に対し、指定特定相談支援事業所を立ち上げていただくよう又は立ち上げの期日を早めていただくなどの働きかけを行いました。また、事業所ごとに保護者など関係者の方を対象とした計画相談の説明会を要望に応じて実施して、新規の指定特定相談事業所の初動期の混乱が起きないようにフォローいたしました。あわせて、区役所支援課、障害者生活支援センター、指定特定相談支援事業所の三者が集まって行う、相談支援連絡会議を6区で実施しました。利用者と相談支援事業所をつなぐ場として、またアセスメントやモニタリング、利用計画作成をするうえで事業所が抱えている困りごとなどを解決する場として会議が始まりました。このような取り組みを行う中でみえてきた課題についてはいくつかございますが、ここで2点ほどあげるとすれば、障害者生活支援センターの負担が増大している点と、相談支援連絡会議の実施未実施地区での差ができてきたこととでございます。昨年度28ヶ所の指定特定相談支援事業所が立ち上がりましたが、実際に計画相談を行っているのは7割ほどが障害者生活支援センターで引き受けているのが現状です。今後新

規利用者の受け入れを続けていては一般相談にも影響しかねません。また、相談支援連絡会議を開催しているところとそうでないところの差ができつつあると申しましたが、会議を開催しているところでは、会議の場で計画相談を通じて支援の形について話し合ったり、課題を共有したり、地域の問題を地域で解決していこうという意識が芽生え始めているところも出始めてきました。地域差ができないよう全区で同じような意識を持って取り組めるように相談支援連絡会議の底上げを図っていきたいと考えております。支援課、支援センターで協力して会議の運営方法を工夫していくような体制づくり目指します。地域の問題を地域で解決していく場として相談支援連絡会議を活用していきたいと考えております。事例検討を通じて、計画作成のスキルアップをはかったり、利用計画の作成や個別相談への対応方法など、相談業務を行う中で起こる様々な問題について、相談支援連絡会議の場で情報交換、意見交換を通じて解決を図ることができるよう、会議を新設事業所のスキルアップ、フォローアップの場としていきたいと考えております。

- これまでも各区障害者総合支援センターをはじめとした各指定特定相談支援事業所もその対象者の多さからどこも対応件数に限界を感じていると以前から事あるごとに各方面から聞いておりますので、一つでも多くの事業が、少しでも早く立ち上がるように努めてまいりたいと考えております。事業所が立ち上がりましたら、利用計画の作成や個別相談への対応方法など、相談業務を行う中で起こる様々な問題について、相談支援連絡会議の場で情報交換、意見交換を通じて解決を図ることができるよう、会議を新設事業所のフォローアップの場としていきたいと考えております。いずれにしましても、今年度の計画相談支援事業については、相談支援連絡会議を活用し、昨年以上にその質の向上を目指していきたいと考えております。以上です。

(宗澤会長)

- ありがとうございます。それでは、議題の2、地域自立支援協議会の概要及び計画相談支援の進捗状況、今年度の課題について御説明いただきました。これについて皆様から何かございますか。

(大須田委員)

- 各区において、指定特定相談支援事業所の連絡会議が開催されていないという区もあるのですが、27年度の取組の中で具体の事例の解決の場として活用しているところもあるのですが、現状ではサービス調整会議の機能を持たれているのですが、その棲み分けについてはどのようにお考えか教えていただければと思います。

(事務局)

- サービス調整会議の中で、指定特定相談支援事業所が立ち上がっていない区については



サービス調整会議の場でやっているのですが、支援課と生活支援センターの二者でやっているという形です。そこに関係機関がケースに応じて加わっていくような形で開催されていますが、この計画相談については、児童発達センター、子供と大人の方の引継ぎであるとか、一般相談の方と指定特定の相談支援事業所との関係ということで、サービス調整会議よりは輪を広げた形で集まって話をしていきたいと考えています。将来的には区をまたがるような形でより圏域を広げてそのような会議を開ければいいのではと考えています。

(大須田委員)

- 少し全体状況が見えてきたところですが、今後どのような議論となるかはわかりませんが、さいたま市の相談支援体制全体の在り方を、相談支援事業所の機能を含めて何らかの議論や検討をしていく必要があるのではないかと思います。

(宗澤会長)

- 各区単位で進めていけるのか、複数の区をまたがっていくのか、その辺の進捗状況をにらみながら本市の相談支援体制の全体像を描きなおす必要に迫られるのではないかと考えてきたのですね。今年度の課題ということで、昨年度から引き続きということでしたが、相談支援連絡会議を活用しながら、計画相談支援の質を上げていくということの課題の確認が行われてきたと一つ思うのですが、この間の権利条約の批准から差別解消法、総合支援法を含めて、計画相談の中身そのものについての意思決定支援を意識的に豊かにしていかないと、計画相談の質的充実という今後必ずしも評価できないような課題が出てくると思うんですね。つまり関係者によって内容的に適切なものになっていたとしても、本人の御意向や意思決定というものがきちりと手順として踏まれているのか、そういう手順が必ずいるということ踏まえた計画相談となっているのかどうか。そのための支援の手続きというものをどうしていくのか。これは繰り返し様々なところで申し上げていますが、意思決定支援のツールというものは、非常に多彩なものとして、タブレット端末等を通じて開発されているというのがあって、そういったものを活用できるようなことも含めた計画相談支援の具体的な在り方、そうしたものを含めた質的向上ということは是非とも重要な課題だと考えますので、今後の課題の一つとして御確認いただければと思っています。

(遅塚委員)

- 今回から初めて参加させていただいているということもありますが、全体の形がよく見えないというか、何を理想としているのか、現実には理想に至るまでにいろんなステップがあって苦勞していかなければならないのですが、最終的にはこんな形でさいたま市全体を回していきたいという理想像がひとつ見えづらい。さいたま市政令市でこれだけ

大きいところで、自立支援協議会は全圏一区でやっている。相談支援連絡会議というのがあって、大須田委員から御発言あったように、実際は現場では調整会議をやっておられて、コーディネーター連絡会議などあって、基幹センターが一つあって二つあってとなった時にそれぞれ役割分担がどのようになって、最終的に想定している機能がうまくいけば、さいたま市の相談支援がこれからちょっとずつ良くなっていくというようなビジョンというと大げさかもしれませんが、理想形が出てくればそれを目指していけるということになるのではないかなと。特に、今日は基幹センターも議題になっているようですが、基幹センターに何をさせていただくのかという、そこの話につながっていくのではないかと感想を持ちました。

(宗澤会長)

- 御指摘通りのことなのですが、例えば、指定特定とか相談支援事業所の在り方も変わって、計画相談をしなくてはならなくなって、実務的な課題に追われることになって、その課題を遂行するためのとりあえずの体制をここ一、二年とってきて、この段階で課題を整理しなおすことによって、どういう形に持って行くのかということをはっきりさせるステージに立っているのだと思っています。当面のことに追われて、どこを目指すのか議論できなかったというのが率直なところではないかと思っています。遅塚委員にも加わっていただいたところで、そのところを整理していければと考えているところです。事務局から何かありますか。

(事務局)

- 相談支援連絡会であったり、コーディネーター連絡会議など、まずは図に示すような形がよろしいでしょうか。

(宗澤会長)

- 昨年度からの一つの構想の帰着のさせ方として、さいたま市全体の自立支援協議会だけでなく、区ごとに、いま6つの区の中で自立支援協議会の様なものを作っていか、その辺を全部、整理しなおさないと、図だけ出していても仕方がないんじゃないかと思います。もう一度、コーディネーター連絡会議とか相談支援連絡会議とかの役割をサービス調整会議を含めて整理していくということが今の課題なのではないかと考えますが、如何でしょうか。

(事務局)

- この後の議題の基幹相談センターの在り方にもつながってくると思いますので、この後御説明差し上げますが、今年度ワーキングを設置して検討していきたいと思っておりますので、この中で市全体の課題についても詳らかにしながら在り方を考えていきたいと

思います。

(宗澤会長)

- 相談支援センターの新しい在り方をどう構想するかというのは、もちろん計画相談の質的な向上、充実というのがあるのですが、虐待対応の問題もありますし、差別の解消に向けてどういう機能を持つのかという課題もありますし、非常に全体として様々な課題を引き受けなければならない局面にあるために、それらを整理しなおして今年度議論していくということで確認させていただきたいと思います。それでは、計画相談支援の在り方に立ち戻るかもしれませんが、次の議題3「コーディネーター連絡会議からの報告について」に移りたいと思います。

#### ○コーディネーター連絡会議からの報告について

(大須田委員)

- 資料3になります。さいたま市コーディネーター連絡会議の昨年度の活動報告をさせていただければと思います。コーディネーター連絡会議はさいたま市の要綱に定められ、平成18年度から活動をしている障害福祉課と各区の障害者生活支援センター、総合支援センターで構成しています。活動方針については資料を御覧ください。2点目の平成26年度の重点方針と取組についてですが、まず、さいたま市全体で新規の相談件数が2,625件と前年度から1,000件以上増加しました。背景としては、計画相談の経過措置の最終年度であって、全体の約4割が計画相談の相談となっているのが特徴となっています。その中で、福祉サービスを利用していない人たち、ニーズを声に出せない人たちへの支援が事務手続きに追われて届きにくくなってくのではないかという意見も、年間を通して、各区障害者生活支援センターよりだされたということもありますが、つながり支援という、注釈はつけさせていただきましたが、福祉サービス等につながっていない地域で孤立している方への支援があらためて必要だということ昨年度確認して活動を進めてまいりました。それから、計画相談支援に関わる指定特定相談支援事業所が創設をされて事業所が増えたことによって、計画相談を切り口に日常的な相談につながったり潜在化している新たなニーズに触れる機会となっており、障害のある方を支える機会の一つとして位置付けて、各区の連携体制をどうしていくかという議論が生まれたというのが昨年度全体の総括となります。昨年度は重点方針6点を中心に活動に取り組んでおります。細かいところは資料を読んでもいただければと思いますが、特徴としては、各区のサービス調整会議の実態把握、相談支援専門員の質を向上させるための研修会や学習会を開催しています。2点目としては、先程出ましたつながり支援の取組を各区で支援課と障害者生活支援センターが共同して取り組むことになっているのですが、課題を把握しながら次年度に向けた改善方法の議論もしております。3点目として

は、コーディネーター連絡会議では権利擁護部会を設置しているのですが、各区に寄せられている虐待対応の事例を集積して分析作業に取り組んでいます。中でも家庭内の虐待事例で分離保護を行ったその後の支援の経過について、障害のある方の自立に向けた支援とその家族の支援を進めるという課題分析を部会の方で取組んでおります。4点目としては、地域移行・地域定着支援の取組で連絡会議をさいたま市では設置しているのですが、精神科病院に長期入院している方の支援を各障害者生活支援センターで取り組み、課題共有を行っています。5点目としては、昨年度、障害者総合支援計画の改訂が行われたのですが、コーディネーター連絡会議としてパブリック・コメントを提出しています。6点目としては、指定特定相談支援事業所の情報交換会を実施していくことと各区の計画相談支援に関わる課題の分析をコーディネーター連絡会議で取組んでまいりました。次に本年度の重点方針として、1点目、相談支援の中から明らかとなった課題を地域自立支援協議会へ提起をするということの方針として挙げています。今年度、南区基幹相談支援センターにおいて高齢・障害者分野の連携事業も進められますので、コーディネーター連絡会議でもこの点について検討の作業を進めていきたいと考えています。2点目としては、障害のある人たちのニーズを中心とした各区の連携体制の内実を高めるということで、計画相談の在り方や、調整会議等の在り方について実態把握を進めていくということとしています。3点目としては、障害のある人の実態が潜在化しないよう、つながり支援という各区の支援課と生活支援センターが共同して取り組む活動を通じて実態把握に取り組むこととしています。今後も必要に応じて自立支援協議会に報告をさせていただきたいと考えております。

(宗澤会長)

○ありがとうございました。ただいまの報告に関しまして、何か御意見や御質問等がございますか。

(遅塚委員)

○意見とか質問ではなく、お願いに近い話なのですが、出てくる言葉が非常に難しいというのがあって、サービス調整会議とか連絡会議とか、生活支援センターという言葉一つとっても、さいたま市の相談支援事業者の方には通じるのかもしれませんが、市から一歩出れば通じない言葉ですし、相談支援関係でずっとさいたま市に住んでいるのでおぼろげながらわかるのですが、初めて委員になった方には意味が明確に捉えることができないのではないかと心配しております、わかるように考えていただくようにしていただくと、全員がわかるようになると思うのですが。協道にそれですが、国の枠組みというのは緩く作られていて、あまり厳密に定義されていないこともあって、政令市のさいたま市くらいになると自由に組めるようになっているということで、逆に制度面だけを出しても通じるわけではないのですが、それこそ、基幹相談支援センターの議論をしたと

ここで、地域ごとに頭の中にある基幹像が全く違うという状況になっている。制度上の議論をするだけでも難しい。決める余地があるのでいいことでもあるのですが、余地があるのであれば、議論をするときには正確に説明するように使わないと議論にならなくなってきてしまう危険のある分野ではないかと思しますので、お願いベースであります。が御配慮いただければと思います。

(宗澤会長)

- 違う角度から、私はこの間気にして、さいたま市で相談支援体制を作ってきた中で、相談支援連絡会議であるとか、サービス調整会議であるとかコーディネーター連絡会議であるとか、様々な機関の方が連携して地域生活支援を進めてきたという、それはいいのですが、言葉一つとっても当事者サイドからわかりにくいという、専門家がネットワークを組んで組織的に動くとなった時に、当事者からいうと説明されたら、まあ、そうだなあ、としか言えなくなるというような、機関連携が進むと当事者サイドは逆にパワーレスになるというような宿命めいたものがある。そこを踏まえて、先程、意思決定支援というものを出したのですが、言葉もそうだし、どういうサービスが最適なのかという判断についても、こういう組織的な支援体制を作ってきた今の段階だからこそ、今一つ丁寧に言葉を使い、丁寧に地域生活を営んでいく人自身の意向、ニーズを含めて前に進めていくことが重要になっているのではないかと考えます。さいたま市が進めてきたからこそ、そういう課題があるという趣旨ですけれども。

(宮部委員)

- コーディネーター連絡会の事業報告ということで、先程の話にもつながると思いますが、特定相談支援事業所の設置数がとても増えました。岩槻の顔の見えるネットワーク会議に参加すると毎回新しく立ち上がりまして出てくるのです。新しく相談支援事業所ができたということは喜ばしいことなのですが、親の視点で見えますと、新しくできたところに相談をして専門的な回答が出てくるのかという親の側からの率直な疑問というものが出てきます。その方たちもコーディネーター連絡会議の中に位置付けられてきちんとスキルやスーパーバイズが届くのかどうかというところは疑問です。

(宗澤会長)

- 先程の議題であったように、相談支援連絡会を活用しながら全体のスキルアップとかフォローの体制を進めているということなのですね。宮部委員のお立場からはそうはいってもという御意見だと思います。実際には相談支援のスキルアップとかフォローとかは現実のケースを通じてちゃんと指導していかないとだめだと思います。それを一般的にこういう風に進めていくのですよというような、フォローアップの基本形がそのようなものにとどまっているとすれば、現実の相談の場合、様々なケースが来て多様な判

断をしていくというところで、なかなかそこを支え切れていないということはあると思います。新規参入したところが、すでに一定のスキルとか経験の蓄積を持っている事業所とどう協力関係を結んで現実のケースに応じたフォローアップをやっていけるのか、そういったところも検討課題になると思います。

(服部委員)

- たくさんの指定特定は立ち上がっていて、でも、相談は初めてという職員の方がいる中で、浦和区の一つの取組としては、浦和区的生活支援センターの職員と新しい指定特定の職員と一緒に訪問をして、ノウハウであるとか計画を立ててきた経緯というところをケースを通してフォローアップや勉強をしていただくというような取組を何ケースかしたことがあります。あとは、実際に単独で行う時に質問を受けたり、連携してやっているの、そうした取組を全区に広げられれば全体的なスキルアップが望めるのではないかと思います。

(宗澤会長)

- 平成12年以降の社会福祉の実施体制の中で、ある意味では、新規の参入がやりやすくなったというのがあって、南区の虐待事例でもそうですが、施設長と話したら、福祉のことは知りませんとはっきり言うわけですね。そうした方が施設長となって就労移行支援や就労継続支援のB型事業所として参入しているわけです。そうした所を見ると、ほとんどが就労移行支援と就労継続支援の区別がついていないような実態のまま推移している。宮部さんの御指摘になっていることは、本当に大丈夫なのかというお気持ちだと思うのです。サービスを利用する権利というところから考えた場合に、一定の水準を担保できるように、服部さんから話のあったような取組を市内全域で新規参入の事業所に対してできるような体制を作っていく必要があると思います。特に相談支援の場合は相談する側はわからないから相談に行っているのに、相談を受けている方も適当にやっているということになれば、判断する基準がない。客観的には不適切な内容であるけれど、煮え切らない思いで、当事者の側も帰ってくるという、そうした状態をなくしていくためのシステムとしてどういう形を組むべきなのかという課題を御指摘なのだと思います。服部さんから御意見があったようなやり方を全市で作っていくというのは、相談支援連絡会もそうですし、コーディネーター連絡会議でもお考えいただく必要があるのだと思います。その辺の実務的な調整を含めて至急ご検討お願いできないでしょうか。

(杉山委員)

- 言葉で混乱している部分があるのですが、さいたま市指定特定相談支援連絡会議とあるのですが、こちらは相談支援連絡会議と違うものなのではないでしょうか。

(大須田委員)

○こちらはコーディネーター連絡会議の中で付けた名称なので、公式な名称ではないのですが、各区で連絡会議が取り組まれているのですが、さいたま市全体で顔を合わせて研修や情報交換を含めた取り組みが必要ではないかと考えていて、昨年度は情報交換会という形で基幹相談支援センター主催のもと11月に開催させていただいたのですが、今年度もこういった形で開催してほしいという声が多かったので、さいたま市全体でも指定事業所の集まりを企画をしたいという意味です。

(宗澤会長)

○今の御指摘もそうなのですが、組織の数も会議の数も増えて、支援する側でも半ば混乱しているとすれば、地域の当事者の側とすれば、ものすごく見えづらくなっているという状況だと思います。そうしたことを含めてさいたま市の相談支援体制を再構築していく、そしてそれは、どのようなものとするのか、これが今年度の課題となってくると思います。

○今後の基幹相談支援センターの在り方について

(宗澤会長)

○それでは次の議題に移ります。本日の議題4、今後の基幹相談支援センターの在り方について。こちら事務局からまずご説明を頂きたいと思います。

(事務局)

○昨年度最後の協議会において御説明差し上げたとおり、障害者生活支援センターにおける相談件数は年々増加の一途を辿っております。また、相談内容につきましても、高齢障害者世帯など、世帯単位で支援が必要な困難ケースの増加など、多様化・複雑化しており、基幹相談支援センターのスーパーバイズ機能がますます重要となっていることから、基幹相談支援センターの負担を軽減するとともに、さいたま市全体の相談支援体制を強化することを目的に、本年度から南区にも基幹相談支援センターを設置したところであります。2ページ目を御覧ください。いささか古い資料になりますが、平成24年2月の厚生労働省で開催された主管課長会議の資料です。平成22年12月に成立したいわゆる「つなぎ法」において基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業の実施が業務として法律に規定されました。3ページ目になりますが、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業の実施に加え、地域の相談支援専門員の人材育成や支援困難事例への対応や相談支援事業者への助言、虐待防止、地域移行・地域定着などの多様な取組を実施することが当初から期待されていたところです。4ページ目を御覧ください。こちらは、平成27年3月6日に開催された主管課長会議の資料であります、計画相談

に関連した基幹相談支援センターの記述になります。資料の中段の四角で囲ったところになりますが、基幹相談支援センターの設置等を通じて、研修の実施による人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、当該事例等について地域の関係機関へのフィードバック等の体制を作ることが望まれるとされています。議題1における取組がまさにこちらになります。次のページをご覧ください。特定事業所加算の説明ですが、四角で囲ったところになりますが、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供、基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加する場合には加算が受けられる仕組みとなっており、基幹相談センターの取組自体が障害者総合支援法における計画相談支援給付費の加算要件の中に組み込まれている状況となっています。次に8ページを御覧ください。本市の障害者生活支援センターの設置要綱になりますが、その第5条に基幹相談支援センターについて規定しています。法律等の規定を踏まえ、(1) 総合的かつ専門的な相談支援に関する事。 (2) 地域の相談支援体制の強化に関する事。 (3) 地域移行及び地域定着の促進に関する事。 (4) 障害者の権利の擁護及び虐待の防止に関する事。 (5) 前各号に掲げるもののほか、生活支援センターの拠点として必要な業務を行うこと。が定められています。これらの取組について、2つの基幹相談支援センターの役割分担の下、どのように実施していくのか、資料4の最初のページにお戻りください。運営体制図とありますが、こちらも昨年度の最後に御説明させていただいたものになりますが、法律等で規定されているもののほかに、基幹相談支援センターには高齢障害者等に対する支援の在り方研究、難病患者等の支援に係る研修、高次脳機能障害者支援に係る研修の支援を中央区と南区の各センターで役割を分担しながら実施することとしています。

- このように、基幹相談支援センターの役割が報酬体系の中に組み込まれるとともに、高齢障害者、難病患者等における新たな課題の解決に向けた取組を担うことが求められているなか、事務局といたしましては、着実にこれらの取組がなされているかの進捗状況を管理するとともに、各基幹相談支援センターの課題を把握し、基幹相談支援センターの業務の改善等を始め今後のセンターの在り方もあわせて検討するためのワーキングを設置したいと考えております。こちらのワーキングにつきましては、現時点では、他の部会のように自立支援協議会の中に設けるというものではなく、当面の間は事務局において運営していくことを考えておりますが、その活動内容は逐次自立支援協議会に報告させていただき、御意見を頂戴したいと考えております。なお、開催頻度といたしましては、3か月に1回程度、構成員としては地域自立支援協議会委員の一部の方並びに基幹相談支援センター管理者、障害福祉課担当者などで構成することとしたいと考えております。最終的には、ワーキングの議論の結果を踏まえ、予算要求や要綱の改正等に反映していくことを想定しております。本件を本日の議題とさせていただいた趣旨といたしましては、ワーキングの設置に当たり、今後の議論の出発点としたいとの考えからで



ございますので、委員の皆様におかれましては、現在の基幹相談支援センターに関する御意見や御要望等について、是非ともお寄せいただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

(大須田委員)

- 基幹相談支援センターの在り方というだけでなく、全体的な相談支援体制に関する意見が様々出たという中でのワーキングということなのか確認していいのかということと、予算に反映していくということですがスケジュールについて、もしわかれば教えてください。

(事務局)

- 今回の議論を踏まえまして、あり方全体の話も議論していきたいと考えています。予算の話につきましては、予算要求の時期がございますので、今年度ワーキングと地域自立支援協議会でご議論していただいて、来年度、平成29年度予算に要求に反映するという流れになります。

(宗澤会長)

- これまでの議題の2, 3であったことも踏まえて、これからの相談支援体制を考えていくときに、基幹相談支援センターについては全市で2つなんですね。相談支援連絡会議が開かれているのが6つという話がありました。高齢福祉機関、地域包括であれば26か所とかあると思いますが、地域単位というのがバラバラに見えるのですね。例えば、今後、基幹相談支援センターを目標として6つまで行くということであれば、相談支援連絡会議の6つのエリアでやっていくということと整合性があるのですが、この辺の地域の単位とかエリアのバラバラなものというのは、どういう風に理解すればよろしいのでしょうか。

(事務局)

- 南区の基幹相談支援センターについては、高齢障害者に対する支援の研究や難病患者、高次脳と記載させていただいておりますが、この事業をお願いしたのはモデル的に南区においてこれらの研究に着手していただいて、その研究結果を全体に広げていくという構想のもと、今年度につきましては、南区のセンターが今持っている資源を活用していただき、研究をしていただきたいということで設置したという経緯がございます。南区だけで進めるという意味合いではありません。

(宗澤会長)

- 中央区は中央区の基幹の重点的な課題というのがあって、南区には高齢障害者や難病患

者などを研究していただいて全市に広げていく。ということではなくて、基幹相談支援センターの基本的な役割について、要綱を含めてご説明いただいたと思いますが、相談支援体制として、総合相談とか専門相談とかそういった機関の本来的な役割というものと、10区にある生活支援センターを組み合わせ、相談支援連絡会議であるとかコーディネーター連絡会議とかサービス調整会議とかを基幹二つを相談支援体制のトップにおいて下をどう組むのかというのが見えづらい。各区に基幹を置いていただけるのであれば、そこを頂点として各区に地域自立支援協議会を作れるなど考えられるが、基幹は中央と南に二つあって、今後、地域自立支援協議会みたいなものを全市では大きすぎるので、小割で作っていくということを含めて相談支援体制というものを構想する時にこの基幹二つというのをどう理解すればいいのかということが受け止めづらいというのが質問です。

(事務局)

- 今回、2センターにしたというそもそもの理由が、既存の中央区に設置しているセンターさんの仕事量が、年々相談件数が増えているなどの事情があって過重な負担となっているので、それを軽減するために付け足したというイメージで、区を分けて設置するという発想はありません。従前どおり、基幹の下に10区のセンターがある、たまたまその基幹を補完する意味で一つ基幹を作って二つの基幹で10区を回していきたいということで設置したというのが本年度の経緯です。ですから、例えば、エリアを南と北に分けて二つで回していくとか全10区に設置するという発想ではなく、基本的に基幹は一つというイメージで、負担を軽減するために一つ足して、課題を専門的に研究していただきたいということで今回は南区さんに設置をしたというのが当初の経緯です。

(宗澤会長)

- 財政的なことを抜きにして勝手なことを言わせていただきますと、先程からの議論では、新規の相談支援事業者に対するフォローアップというような課題を、具体的なケースを通じて専門性の蓄積のあるところが支援していくとかスーパーバイズしていく。そこでボトムアップを図っていくとかさまざまな専門性の高さを求められる機能というのがあったと思うんですね。例えば、2区に一か所さいたま市でいえば、5つ基幹相談センターを作っていただいて、それを基本的な単位として相談支援連絡会議であるとかコーディネーター連絡会議を整理しなおした一つのエリアを作っていく、そこで地域自立支援協議会を機能させていくというような、全体像につながるような予算要求もできるのですよね。

(事務局)

- 本年度の議論を踏まえて、予算要求に反映してまいりたいと考えております。

(宗澤会長)

- 南区に作った基幹相談支援センターの予算をとってくるアリバイといたしますか、根拠といたしますか、そういうことを予算をとるための目玉として高齢障害者や難病患者とかついているというような性格なのでしょうか。

(事務局)

- そもそも、中央区に基幹相談支援センターを設置してから今に至るまで業務が年々増えてきている、というところを1点目に考えまして、基幹の機能を強化していくためのいい手立てはないかというところから着手しまして、そのほかに、今申し上げたような三つの新たな課題もあるということで、この課題を解決していくために着手していく必要があるということで、この二つの理由で予算要求をしたというのが経緯です。

(宗澤会長)

- 新しくできた南区の基幹と中央区の基幹の業務量がさらに増えて、そのほかに重要な本市の課題も増えれば、3つ作れるというような考え方もありかなと、勝手に思っているんですが、全体的な相談支援体制を組織的にどう考えるのかという時には、その部分も含めて考えないと仕方がないと思うので、そこも検討課題があるということを確認させていただきたいと思います。

(大須田委員)

- ワーキングの中身と連動するかもしれませんが、相談支援体制を議論する時に各区の支援課の役割とか機能というところも重要だと思っておりますので、ワーキングの際はヒアリング等を含めて話ができればと思っています。

(宗澤会長)

- 御指摘のとおりと思っています。

(遅塚委員)

- 議題4と微妙にずれてしまうかもしれませんが、今までの議論を通して一度しっかりと理想の形を議論していかなくてはというのはその通りと強く思いますが、当面の課題としては、新規に参入してきた指定特定相談支援事業所に対してどうサポートしていくのかというのは、市民がきっちりした相談を受けられるという体制を作るためには大事だと思うので、そこが心配なので一つお聞かせ願いたいのですが。要するに、宗澤先生がおっしゃったように平成12年以降自由参入の世界となっているなかで、行政の指導も任意だったら受けないよという事業所さんも増えてきていると思うのですが、新規

の指定特定相談支援事業所がどこかの組織というか会議というか顔を必ず出してもらえて、先輩の相談支援事業所さんのサポートというかアドバイスを受けられるような体制となっているのか、それとも、知らないよと言ったらそこで終わってしまうのか、そこらへんが現実的に心配なのですが。

(事務局)

- 昨年は相談支援従事者の初任者研修を受講した法人に対してお声掛けをしてきました。相談支援連絡会議をやりますと、去年11月のコーディネーター連絡会議でも声掛けをして、皆さん集まっていたのですが、情報に飢えていて、何を物差しにすればいいのかというところで、皆わからなくて不安な状況の中で参加をいただいている状況です。去年の反省としては、収支は、仕組みとして相談支援は皆さん赤字経営だということの中で自分の事業所が不利益をこうむらないようにということで立ち上がったところです。今年声掛けをする事業所については、今後は、こういうような形でやっていくということをお示ししたうえで御参会していただき、相談支援連絡会議に参加する時には方向性も同じ方向を向いて会議に参加いただけるようなことを考えています。

(遅塚委員)

- これはお願いなのですが、これから出てくる事業者さんが任意参加というのではなく、市の方で強めの行政指導をしていただいて、自立支援協議会の何らかのラインに乗っかることであるとか、コーディネーター連絡会議への参加や、先程の相談支援連絡会議へ参加することなど市の方でしっかり作って、新規に指定されたら必ずこれに顔を出すのだという形を何とか作っていただけるといいのではと思います。

(宗澤会長)

- 自分の事業所の利用者さんを守るためにというか、簡単に言えば、計画相談というのは自分の事業所の利用者さんを他の相談支援事業所さんがやった方がいいのですね。ところが自分の事業者さんを守るためにそこを優先しているという、一歩間違えれば単純な抱え込みですし、計画相談の内容についての点検というのは客観性を担保しないまま新規参入事業者が既存の利用者を自分のところで抱えるためにやっているというか、何のために新規に相談支援事業者として参入するのかというところで、計画相談一件いくらかというものもあるし、自分たちの事業所で抱え込み続けたいというものもあるし、不純なものも含まれているということも現実だと思うのですね。そこを美しいストーリーで塗り固めるとするのは不可能としても、遅塚委員が仰った内容の中に、こういうところに参加しなければならぬよというように参入の際に縛りとするとともに、そのことが計画相談の内容の適切さを担保するために、必ず新規の相談支援事業者は他の相談支援事業者、基幹相談支援センターなど一定の蓄積のあるところに計画相談の内容を点検される

というそういうところも含めていかないと、良くも悪くも手前味噌というか、自分たちの法人のみに利するような計画相談が勝手に作られていくということになりはしないかという点が一つ気を付けるべき点ではないかと思います。虐待防止研修もそうですが、どの自治体に行っても、虐待を発生させそうな事業所だけが、絶対に虐待防止研修に出ない。引っ張り出すためにどうすればよいか、既存の組織というかコーディネーター連絡会議や相談支援連絡会議に出ないようなところは、要するに自分たちを利することしか考えていない事業所であるので、絶対に抗しなければならないというような縛りや、計画相談の内容についても客観的な適切さを担保するための仕組みというものを是非お考えいただきたいと思います。この間、南区であった事業所においては個別支援計画などまるで作っていないわけで、記録もなければアセスメントをした形跡もないというか。知っている限り虐待事案の発生したところでも計画相談、済んでます、というところでは普通にあります。内容の適切さが担保されていないというところを本市としてちゃんと手を打っておくという必要があるのではないかと考えています。

### 3. その他

(宗澤会長)

○議事は以上で終了なのですが、その他ということで事務局からあればということですが、私の方から一つ。政策委員会とつながる形で、市民会議というのが作られています。総合支援計画に対するパブリック・コメントで意見を出すようになったり、施策に対する意見を積極的に当事者の立場から言うというような活性化はもちろん大事なことなのですが、地域生活の営みというものを充実させていくという時に、かねてから当事者団体が何らかの施策を要求する、補助金を要求するというなんとなくなくなってきたところから解放されて、当事者の地域生活の権利とか人権を守るための新しい当事者市民の動きみたいなものを作っていくと、支援する側がどんどんシステムティックになって、当事者はなかなかそれについていけない。当事者自身ももっとエンパワーメントされるような、地域の動きというものを再構築しなければならないようなステージにあるのではないかとこの間考えてきました。これは差別事案の申し立てへの対応を含めて、虐待事案が事業所で発生しても、ご家族の方がこれ以上ことを大きくしてほしくないということを強くおっしゃるわけですが、そういうことではなくて地域で共に暮らしていくという時に、まさに当事者自身が権利を行使する主体であるという見地に立った当事者主義というようなものを市としてはぐくんでいく必要が条例の見地からあるのではないかと考えています。一応そのことは非常に深い、重い課題だと考えていますが、条例づくり等に積極的に参加された方を中心に地域生活、人権擁護を充実させていくための、例えば、さいたま市障害者人権擁護フォーラムの様なものを地域サイドで作っていきたくて、何人かにお声をかけて、今動き出したところです。地域自立支援協議会の課題に照らして言えば、ネットワーク改善というものについて、

機関連携をネットワークの問題としてずっと議論してきたところですが、市民を含めたネットワークというものをどう構想できるのか。これは、差別・虐待の問題を克服していくときに抜き差しならない重要な課題だと思っています。市民のネットワークの中心に当事者が座れるような地域の状況を作っていきたいと考えていますので、この動きが一定作られた段階で、自立支援協議会のネットワークの一員として、今、宮部さんの立ち位置というのはさいたま市手をつなぐ育成会というところから出ているのですが、もっと広く当事者市民の人権擁護の代表のような形で、この地域自立支援協議会のネットワークの一員として活かしていけるような本市のネットワークみたいなものを、少し中長期的に展望する課題があるのではないかと考えています。直ちに、具体的にどういう課題があるというわけではないのですが、市民のネットワーク、当事者市民のネットワークみたいなものを含めた、本市の地域生活、人権擁護を支える地域自立支援協議会の課題として今後考えていく必要があるということについて、皆さまにも少し念頭においていただければと思います。具体的に何かありましたら、事務局と相談して議題とさせていただければと願っているところです。それでは、決められた議事は以上と終了となりますが、そのほかに事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

#### 4. 閉 会

(事務局)

○次回の開催についてでございますが、10月27日に開催を予定しております。詳細が決まり次第、御案内したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

(宗澤会長)

○それでは、以上をもちまして、「第1回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には会の進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。